

# 「岡山後楽園殿様の御馳走帖料理」認定要領

(目的)

第1条 この要領は、岡山藩主が岡山後楽園で食べた料理を再現・アレンジしたレシピ集「岡山後楽園殿様の御馳走帖」(以下「御馳走帖」という。)に掲載されている献立を取り入れた料理等を「岡山後楽園殿様の御馳走帖料理」(以下「御馳走帖料理」という。)として認定することにより、文化財庭園岡山後楽園の新たな魅力として県内外へ発信し、岡山後楽園のさらなる魅力向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 御馳走帖料理とは、御馳走帖に掲載された食材、調理方法等に基づいて作成した献立を全部又は一部に取り入れた料理をいう。

(認定の要件)

第3条 御馳走帖料理は次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 御馳走帖に掲載している献立を一品以上取り入れた料理であること。
- (2) 御馳走帖に掲載している食材を使用した料理であること。ただし、季節や仕入状況等により、同等の代替品を使用することを妨げない。
- (3) 料理名に「岡山後楽園殿様御膳」又は「岡山後楽園殿様の御馳走帖」を付したものであること。併せて店舗名、季節名、献立名等を付すことを妨げない。
- (4) 「岡山後楽園殿様御膳」又は「岡山後楽園殿様の御馳走帖」の名にふさわしい盛り付けやパッケージ等であること。
- (5) 継続して店舗で提供できる料理、又は継続して販売できる弁当等であること。

(認定の申請)

第4条 御馳走帖料理の認定を受けようとする者は、「岡山後楽園殿様の御馳走帖料理認定申請書」(様式第1号)を後楽園魅力向上委員会(事務局:岡山県後楽園事務所)に提出するものとする。

(認定の審査)

第5条 後楽園魅力向上委員会は、前条の申請があった場合、審査を岡山県郷土文化財団に依頼する。

2 岡山県郷土文化財団は、その内容について審査し、その結果を後楽園魅力向上委員会に報告する。

(認定の決定)

第6条 後楽園魅力向上委員会は、岡山県郷土文化財団の審査結果を受けて、御馳走帖料理として適当と認めるときは、「岡山後楽園殿様の御馳走帖料理」認定証を交付する。

(認定事項の変更等)

第7条 前条の認定を受けた者が認定内容を変更又は廃止するときには、「岡山後楽園殿様の御馳走帖料理」認定(変更・廃止)届(様式第2号)を後楽園魅力向上委員会に提出しなければならない。

2 後楽園魅力向上委員会は、御馳走帖料理として認定した要件を満たさないことが明らかになったときは、認定を取り消すことができる。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は後楽園魅力向上委員会が別に定める。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、令和6年4月15日から適用する。